

五霞町複合庁舎建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書

I 業務概要等

1 業務名称

五霞町複合庁舎建設基本設計・実施設計業務委託

2 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月17日（水）まで

(1) 基本設計業務

契約日の翌日から令和8年6月30日（火）まで

(2) 実施設計業務

令和8年7月1日（水）から令和9年3月17日（水）まで

(3) 各種申請・手続業務

履行期間中に許認可、受理等が完了していること

3 業務概要

五霞町複合庁舎整備に向け、令和7年7月に改訂した「五霞町庁舎複合化基本計画」を踏まえ、I 4 (6) 業務概要等の資料についても参考資料とし、基本設計及び実施設計等をまとめる。

4 設計と条件

(1) 敷地の条件

- | | |
|---------------|-----------------------|
| a 所在地 | 茨城県猿島郡五霞町大字小福田147-1他 |
| b 敷地面積 | 約15,000㎡ |
| c 用途地域及び区域の指定 | 市街化調整区域 |
| d 防火地域 | 指定なし |
| e 地域地区等 | 令和8年春頃 地区計画の都市計画決定を予定 |

(2) 施設の条件

- | | |
|--------|---|
| a 施設名称 | 五霞町役場複合庁舎 |
| b 施設用途 | 主要部分 銀行、本社ビル、庁舎等 (令和6年国土交通省告示第8号別添二第四号第2類) 一部 公民館、集会場、コミュニティセンター等 (令和6年国土交通省告示第8号別添二第十二号第1類) |

(3) 建築物の条件

- a 建築物用途 主要部分 銀行、本社ビル、庁舎等
(令和6年国土交通省告示第8号別添二第四号第2類)
一部 公民館、集会場、コミュニティセンター等
(令和6年国土交通省告示第8号別添二第十二号第1類)
- b 延床面積 複合庁舎 3, 690㎡程度
附属建屋 1, 115㎡程度
- c 構造、階数 構造は、耐震構造を基本とするが、本業務にて改めて
比較検討を行い決定する。
階数は、地上2階とする。
- d 耐震安全性の分類 構造体 I類
建築非構造部材 A類
建築設備 甲類
耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。
附属建屋の耐震安全性の分類については本業務にて検討を行い決定する。
- e 工事種別 新築

(4) 計画の条件

- a 予定工事費 約4, 118, 000千円(消費税込)
- b 対象工事 建設工事、外構工事
- c 予定工期 令和9年7月から令和11年9月まで
- d 備考 予定工事費には発注時における物価上昇を含むものとする。

(5) 同施設関連の別発注業務

- a 業務名称 地盤調査業務

(6) 業務概要等の資料

- a 五霞町役場庁舎等公共施設基本構想
- b 五霞町複合庁舎建設基本設計・実施設計業務参考資料
(想定面積表、既存建物平面図、敷地測量図)

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、最新の「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、以下、「共通仕様書」という。）によるものとする。ただし、共通仕様書にある「調査職員」は「監督員」と読み替えること。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a 基本設計に関する標準業務

| 業務内容 (令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第1号に掲げるもの) | 業務分野 | | | | | | |
|---|-----------------------|----|----|-----------|----------|----------|---|
| | 総合 | 構造 | 設備 | | | | |
| | | | 電気 | 給排水 衛生 | 空調 換気 | 昇降 機等 | |
| 新築工事の設計業務 | (1)(i)条件整理 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (1)(ii)設計条件変更等の場合の協議 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (2)(i)法令上の諸条件の調査 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (2)(ii)建築確認申請関係機関の打合せ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (3)インフラ状況調査、関係機関打合せ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (4)(i)総合検討 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (4)(ii)設計方針策定及び建築主説明 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (5)基本設計図書の作成 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| (6)概算工事費の検討 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| (7)基本設計内容の建築主への説明等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |

b 実施設計に関する標準業務

(工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある標準業務は含まない)

| 業務内容 (令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第2号に掲げるもの) | 業務分野 | | | | | | |
|---|-----------------------|----|----|-----------|----------|----------|---|
| | 総合 | 構造 | 設備 | | | | |
| | | | 電気 | 給排水 衛生 | 空調 換気 | 昇降 機等 | |
| 新築工事の設計業務 | (1)(i)建築主の要求等の確認 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (1)(ii)設計条件変更等の場合の協議 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (2)(i)法令上の諸条件の調査 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (2)(ii)建築確認申請関係機関の打合せ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (3)(i)総合検討 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (3)(ii)基本事項の確定 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (3)(iii)設計方針策定及び建築主説明 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (4)(i)実施設計図書の作成 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (4)(ii)建築確認申請申請図書の作成 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | (5)概算工事費の検討 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| (6)実施設計内容の建築主への説明等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |

(2) 追加業務の内容及び範囲

| | | |
|--------------|---|--------------------|
| ■建築積算 | 見積の収集、見積検討資料、見積一覧表、積算数量算出書(積算数量調書を含む)、複合単価等資料及び営繕工事積算チェックマニュアルによるチェックリストの作成 | |
| ■設備積算(電気) | | |
| ■設備積算(給排水衛生) | | |
| ■設備積算(空調換気) | | |
| ■設備積算(昇降機等) | | |
| ■BIMモデルの作成 | 対 象：計画建物及び敷地 | |
| ■透視図の作成 | 種 類：鳥瞰、外観、内観 | 判の大きさ：A3 |
| | 額の有無：無し | |
| ■模型の製作 | 縮尺、主要材料、ケースの有無及び材質 | 実施の際、監督員と相談の上決定する。 |

- 工期検討資料(概略工事工程表及び根拠資料)の作成
- リサイクル計画書の作成
- 建築確認申請に関する関係機関との打合せ
- 建築確認申請図書の作成
- 建築確認申請に関する申請手続
- 構造計算適合性判定申請手続
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続
- 都市計画法第34条第10号に基づく開発許可の取得手続
- 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に関する申請手続
- 茨城県景観形成条例に基づく申請手続
- 土壌汚染対策法に基づく協議
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく申請手続き業務
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請手続き業務
- BELS 認証申請手続
- 庁内会議の運営支援(資料作成、議事録作成)及び広報用資料作成
- 生活環境創生交付金申請に関する資料作成

2 業務の実施

(1) 一般事項

- a 本業務は、提示されたI4設計と条件及び別紙1技術基準等に基づき行う。
- b 本業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守する。
- c 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得る。
- d 本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐ。
- e 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」(令和2年10月全国営繕主管課長会議)を踏まえ、手戻り防止のための設計業務プロセス管理に努めるものとする。
- f 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害(浸水、土砂災害、地震等)を考慮し、災害対策室やサーバー室等の災害対策に関わる室や機器の位置、構造等を決定する。
- g 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。

- h 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び別紙1 技術基準等に基づいて行う。また、積算業務の各過程において営繕工事積算チェックマニュアルにより確認し、チェックリストは監督員の承諾を受ける。
- i 工期の検討にあたっては、(一社)日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- j 業務の実施状況について、監督員に適宜報告する。
- k 同施設関連の別発注業務との調整は、Ⅱ 1 (1) 一般業務の範囲で「総合」と指定されたものを行い、調整経過を監督員へ報告する。
- l 設計にあたっては、茨城県産建設資材の積極的な利用の検討を行う。
- m 埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続きの必要性について検討し、その結果を監督員に報告する。

(2) 技術基準等

別紙1 技術基準等を適用する。なお、新たな版が出版され、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(3) 業務実績情報

業務実績情報(公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録)を登録する。

(4) 業務計画書

業務計画書は、検討業務内容、業務遂行方針、業務工程を記載する。なお、業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の初稿完成予定時期、積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。

(5) 管理技術者、主任担当技術者に関する要件

管理技術者は、総括責任者として業務の管理及び統括等を行う者をいい、主任担当技術者は、管理技術者の下で各分担業務分野の担当技術者を総括する者をいう。なお、主たる分担業務分野の主任担当技術者の分類を、以下の分担業務分類表に示す。

- a 管理技術者は、主任担当技術者を兼任しないこと。
- b 分担業務分野の主任担当技術者は、原則それぞれ1名であること。
各主任担当技術者の兼任はしないこと。
- c 管理技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士(以下、「一級建築士」という。)資格を有し、資格取得後10年以上の実務経験を有しており、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
- d 建築(総合)主任担当技術者は、一級建築士資格を有すること。
- e 構造主任担当技術者は、構造設計一級建築士資格を有すること。
- f 電気及び機械主任担当技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

- g 管理技術者は、参加申込書の提出者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係が5年以上ある社員であること。また、建築（総合）主任担当技術者は、1年以上ある社員であること。
- h 建築（総合）以外の主任担当技術者を、協力事務所等の者が担当することを可とする。

分担業務分類表

| 分 野 | 業 務 内 容 |
|------------|---|
| 建築 (総合) | 令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」 |
| 構造 | 同上「構造」 |
| 電気 | 同上「設備」のうち「電気設備」に係るもの |
| 機械 | 同上「設備」のうち「給排水衛生設備」、「空調換気設備」に係るもの |

(6) 貸与品等

- a 既存建築物設計図書 一式
- b その他、業務上必要と判断する資料

(7) 打合せ及び記録

打合せは、次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

- a 業務着手時
- b 監督員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c 施設管理者に確認すべき事項が生じたとき
- d 2週間に1度を目安とした定例の打合せをしたとき

(8) 情報の適正な管理

- a 次に掲げる措置及びその他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、情報を適正に管理する。

なお、建築主は措置の実施状況について報告を求められることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求められることができるものとする。

情報とは、

ア 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

イ その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

- (a) 建築主の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供する等はない（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）。
- (b) 業務の履行のための協力事務所等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲で行う。
- (c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので、特に取扱いには注意する。
- b 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに建築主に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。
- d 上記 a、b 及び c の規定は、協力事務所等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件

a 成果物の提出場所 特定プロジェクト推進課 庁舎建設推進係

b 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

c 写真の著作権等について、受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(a) 写真は、町が行う事務並びに町が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(b) 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ建築主の承諾を受けた場合は、この限りではない。

ア 写真を公表すること。

イ 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

d 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(b) (a)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により建築主に報告すること。

(c) (a)及び(b)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建築主と協議を行うこと。

3 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

| 成果物等 | 標準縮尺 | 紙出力 | 摘要 |
|---|------|-----|----|
| a. 建築（総合） 建築（総合）基本設計図書 ■計画説明書 ■仕様概要書 ■仕上概要表 ■面積表及び求積図 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図（各階） ■断面図 ■立面図（各面） ■工事費概算書 ■仮設計画概要書 | | | |
| b. 建築（構造） 建築（構造）基本設計図書 ■構造計画説明書 ■構造設計概要書 ■工事費概算書 | | | |
| c. 電気設備 電気設備基本設計図書 ■電気設備計画説明書 ■電気設備設計概要書 ■工事費概算書 | | | |
| d. 給排水衛生設備 給排水衛生設備基本設計図書 ■給排水衛生設備計画説明書 ■給排水衛生設備設計概要書 ■工事費概算書 | | | |
| e. 空調換気設備 空調換気設備基本設計図書 ■空調換気設備計画説明書 ■空調換気設備設計概要書 ■工事費概算書 | | | |
| f. 昇降機設備等 昇降機設備等基本設計図書 ■昇降機設備等計画説明書 ■昇降機設備等設計概要書 ■工事費概算書 | | | |

| 成果物等 | 標準縮尺 | 紙出力 | 摘要 |
|--|--|--|---|
| b. 建築（構造） 建築（構造）設計図 ■仕様書 ■構造基準図 ■伏図（各階） ■軸組図 ■部材断面表 ■各部断面図 ■標準詳細図 ■各部詳細図 ■構造計算書 ■構造計算データ ■工事費概算書 ■建築確認申請に必要な図書 | - - 1/100(200) 1/100(200) 1/30(50) 1/100(200) 1/20(30) 1/20(30) - - - - | A3判 1部 A4判 1部 A4判 1部 A4判 1部 A4判 1部 | 設計図の文字はA1判図面において、高さ・幅共3.0mm以上とすること（寸法・引出除く） |
| c. 電気設備 電気設備設計図 ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■配線図、平面図 ■詳細図、系統図 ■機器表、器具表 ■電気設備設計計算書 ■工事費概算書 ■建築確認申請に必要な図書 | - 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30) - - - - | A3判 1部 A4判 1部 A4判 1部 A4判 1部 | 設計図の文字はA3判出力時に高さ・幅共2.0mm以上となること（寸法・引出含む） |
| d. 給排水衛生設備 給排水衛生設備設計図 ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図 ■詳細図、系統図 ■機器表、器具表 ■給排水衛生設備設計計算書 ■工事費概算書 ■建築確認申請に必要な図書 | - 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30) - - - - | A3判 1部 A4判 1部 A4判 1部 A4判 1部 | 設計図の文字はA3判出力時に高さ・幅共2.0mm以上となること（寸法・引出含む） |

| 成果物等 | 標準縮尺 | 紙出力 | 摘要 |
|---|---|--|--|
| e. 空調換気設備 空調換気設備設計図 ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図 ■詳細図、系統図 ■機器表、器具表 ■空調換気設備設計計算書 ■工事費概算書 ■建築確認申請に必要な図書 | - 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30) - - - - | A3判 1部 A4判 1部 A4判 1部 A4判 1部 | 設計図の文字はA3判出力時に高さ・幅共2.0mm以上となること(寸法・引出含む) |
| f. 昇降機設備等 昇降機設備設計図 ■仕様書 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図 ■詳細図、系統図 ■機器表、器具表 ■昇降機設備設計計算書 ■工事費概算書 ■建築確認申請に必要な図書 | - 1/3000 1/600(500) 1/100(200) 1/20(30) - - - - | A3判 1部 A4判 1部 A4判 1部 A4判 1部 | 設計図の文字はA3判出力時に高さ・幅共2.0mm以上となること(寸法・引出含む) |
| g. 積算 ■建築積算資料 ■電気設備積算資料 ■給排水衛生設備積算資料 ■空調換気設備積算資料 ■昇降機設備等積算資料 各積算資料は以下の図書で構成する 積算数量算出書 積算数量調書 単価資料 見積一覧表等見積検討資料 見積書 | - - - - - - - | A4判 1部 A4判 1部 A4判 1部 A4判 1部 A4判 1部 | |

| 成果物等 | 標準縮尺 | 紙出力 | 摘要 |
|-----------------------------|------|--------|--------|
| h. その他 | | | |
| ■透視図 | - | A3判 1部 | |
| ■工期検討資料 | - | | |
| ■リサイクル計画書 | - | | |
| ■建築確認申請図書 | - | | |
| ■構造計算適合性判定申請図書 | - | | |
| ■省エネルギー適合性判定申請図書 | - | | |
| ■都市計画法施行規則第60条に基づく書面の交付申請図書 | - | | |
| ■茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく申請図書 | - | | |
| ■各種技術資料 | - | | |
| ■各記録書 | - | | A4判 1部 |
| ■本工事における官公庁等への届出書類一覧 | - | | |

(3) 成果物に係る一般事項

- a 設計図は、適宜追加してもよい。また、建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物に含めることができる。
- b 成果物は、各成果物の電子データを格納したCD-R等での納品とし、提出部数は2部とする。また、紙出力が指定されている成果物は、CD-R等及び電子データを出力した紙を納品する。なお、電子データの無い成果物の納品方法は、監督員との協議による。
- c CADデータの形式は、jww又はdxfのいずれかとする。
- d CADデータ以外の電子データの形式は、監督員との協議による。なお、積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）内訳書作成システム」による。
- e 用紙の大きさが指定されていない成果物の大きさは、監督員との協議による。
- f 図面は、A1判にて作図する。成果品としての図面提出は、A3に縮小した図面とする。なお、設計図にはA1判及びA3判双方の縮尺を明記すること。
- g 工事の分離発注（建築・電気設備・機械設備）に対応できるよう、成果品（設計図面、積算書、積算数量算出書、見積書等）は、工事工区・棟ごと等に分けてとりまとめること。（監督員に作成方法を確認し、その指示に従うこと。）
- h 使用する材料及び工法等の選定に、コスト・耐久性等の比較検討（公共仕様を中心とした）を必ず行うこと。比較検討した資料は成果品として取りまとめるうえ提出すること。
- i 計算に使用した理論・文献・公式の引用並びにその計算過程を、計算書に明記すること。
- j 本業務成果品（図面・内訳書・積算数量算出書等）の作成は、本業務受託者以外の者（建築主・工事施工者等）が工事範囲・工事内容を容易に把握できるよう留意すること。

別紙1 技術基準等（本業務に関係しないと判断した基準は適用しない。）

（〈国〉：国土交通省、〈文〉：文部科学省、〈県〉：茨城県、〈他〉：その他）

a 共通

- 〈国〉官庁施設の基本的性能基準
- 〈国〉官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 〈国〉官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 〈国〉官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 〈文〉学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック
- 〈国〉官庁施設の防犯に関する基準
- 〈国〉官庁施設の環境保全性基準
- 〈県〉茨城県グリーン購入推進方針
- 〈国〉官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 〈県〉茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
- 〈県〉茨城県公共事業等景観形成指針
- 〈国〉木造計画・設計基準
- 〈国〉木造計画・設計基準の資料
- 〈県〉茨城県産木材の利用促進に関する指針
- 〈国〉評価方法基準（住宅の性能に関する評価の方法の基準）
- 〈国〉公営住宅等整備基準
- 〈国〉公共住宅建設工事共通仕様書
- 〈国〉公共住宅標準詳細設計図集（第4版）
- 〈国〉高齢者が居住する住宅の設計に係る指針
- 〈県〉茨城県県営住宅条例
- 〈県〉建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- 〈国〉建築物解体工事共通仕様書
- 〈県〉建設リサイクル実施指針
- 〈県〉茨城県建設リサイクルガイドライン
- 〈国〉建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- 〈国〉公共建築工事標準単価積算基準
- 〈国〉営繕工事積算チェックマニュアル
- 〈県〉営繕工事積算基準
- 〈県〉営繕工事共通費積算基準
- 〈県〉茨城県電子納品ガイドライン
- 〈国〉官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン
- 〈国〉BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）

b 建築

- 〈国〉建築設計基準
- 〈国〉建築設計基準の資料
- 〈国〉建築構造設計基準
- 〈国〉建築構造設計基準の資料
- 〈国〉構内舗装・排水設計基準
- 〈国〉構内舗装・排水設計基準の資料
- 〈国〉建築工事設計図書作成基準
- 〈国〉建築工事設計図書作成基準の資料
- 〈国〉建築工事標準詳細図
- 〈国〉敷地調査共通仕様書
- 〈国〉建築工事監理指針
- 〈国〉建築改修工事監理指針

c 建築積算

- 〈国〉公共建築数量積算基準
- 〈国〉公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 〈国〉公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- 〈国〉公共住宅建築工事積算基準

d 設備

- 〈国〉建築設備計画基準
- 〈国〉建築設備設計基準
- 〈国〉建築設備工事設計図書作成基準
- 〈国〉雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 〈国〉公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 〈国〉公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 〈国〉電気設備工事監理指針
- 〈国〉機械設備工事監理指針
- 〈他〉建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- 〈他〉建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）
- 〈国〉空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
- 〈他〉給排水衛生設備規準（（公財）空気調和・衛生工学会）
- 〈他〉劇場等演出空間電気設備指針 2014（（一社）電気設備学会）

e 設備積算

- 〈国〉公共建築設備数量積算基準
- 〈国〉公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 〈国〉公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- 〈国〉公共住宅電気設備工事積算基準
- 〈国〉公共住宅機械設備工事積算基準